

# 高校生の冬山・春山登山における安全確保指針

## 指針策定の趣旨及び経過

平成 29 年 3 月、栃木県那須町で同県高等学校体育連盟主催の登山講習会中に山岳部員が雪崩に巻き込まれ、高校生 7 名と教員 1 名の尊い命が奪われるという痛ましい事故が発生した。

これまで、長野県教育委員会では、昭和 52 年度以降、文部省（文部科学省、スポーツ庁）通知に基づき、高校生以下の生徒は原則として冬山登山は行わないよう指導してきたが、一部の高等学校では、基礎的技術を身に付ける教育場面として、各校が独自に安全対策を講じた上で、冬山や積雪のある春山で活動が実施されてきた。

栃木県での雪崩事故を受け、今後の高校生の冬山登山のあり方を検討した結果、日本有数の山岳を有する長野県教育委員会としては、年間を通じて自然と向き合い、自然を学びながら、自ら考え判断や行動ができる「自立した登山者の育成」を図るという観点から、冬山での活動を全面禁止とするのではなく、過去に本県で発生した雪崩事故も含めて辛い経験と重い教訓にしっかり向き合い、「二度と同じ事故は繰り返さない」ための安全確保の指針を策定し、県内の高等学校に周知徹底を図ることとした。

なお、未成年であり、また、技術力、経験、判断力等が不足する高校生に対する安全確保対策を検討していく上では、専門的見地からの意見や助言が必要なことから、平成 29 年 7 月に学識経験者、山岳専門家、学校関係者で構成する検討委員会を設置し、様々な角度からご議論をいただき、同年 10 月に検討結果の報告書を提出いただいた。

本指針は、この報告書を基本に策定したが、今後、高等学校山岳部や県高等学校体育連盟の活動に関わる全ての者は、いかなる場合も安全を最優先させることを旨とした本指針の内容を遵守して、高校生が四季折々の山岳の自然を安全に学べる環境を確保した上で、自立した一人の登山者に成長していくための支援に努めるものとする。

## 活動の原則

高校生以下の生徒は、原則として、冬から春にかけて主に雪上で実施する登山活動は行わないこととするが、長野県高等学校体育連盟登山専門部（以下「高体連登山専門部」という。）および高体連登山専門部に加盟する高等学校山岳部や山岳同好会等（以下「山岳部等」という。）が行う場合は、以下の留意事項を遵守した上で実施すること。

## 留意事項

### 1 活動目的及び活動場所

- (1) 活動は、基礎的登山技術の習得の範囲内とし、登頂を第一目的としないこと。
- (2) 活動場所は、時期、地形、斜度、積雪量などから判断し、安全が確保できると認められる場所に限定すること。また、無線機、携帯電話等の通信環境の確保に留意する。

### 2 事前調査及び確認

- (1) 無雪期における活動場所の地形、斜度、斜面の方向、樹木の有無や密度等のほか、過去の雪崩の発生状況等を十分調査すること。
- (2) 活動前には、活動場所における雪崩注意報の発令状況や気象条件（積雪状況、降雪量、風の強さ等）を確認すること。
- (3) 活動場所の下見を行い、荒天対策やエスケープルートを検討するとともに、通信環境を確認しておくこと。
- (4) 山岳部等の顧問は、自らの指導力を客観的に判断し、生徒を引率して安全に活動ができる場所、ルート、時期などを選択すること。
- (5) 雪崩発生に関する知識や雪崩を回避するための判断方法などの習得に努めること。

### 3 計画の立案

- (1) 登山計画書は必ず作成すること。
- (2) 生徒の体力や技術に応じた計画とすること。
- (3) コースや日程、荷物重量などに無理がない計画とすること。
- (4) 事前に保護者から書面で参加の承諾を得ること。
- (5) 事前に事故発生時を想定した緊急時対応マニュアル（別紙1）を作成しておくこと。
- (6) 傷害保険（山岳保険）に必ず加入すること。

### 4 装備品

- (1) 装備品は、「冬山・春山装備チェックリスト」（別紙2）を基準に確認すること。なお、装備品は、活動場所や時期等により差異があるので、計画段階で確実なチェックを行うこと。
- (2) 可能な限りビーコン（電波受発信器）を携帯すること。同時にスノーシャベル、プローブ（捜索棒）をセットで携帯する。
- (3) 装備品の使用方法を確認しておくこと。（ピッケル、アイゼン、ビーコン等）
- (4) 目的の山域に適した通信手段を確保すること。（無線、衛星電話、携帯電話、有線電話、雷警報機等）
- (5) 救急用品は、内容（効能、使用方法等）の確認をしておくこと。

### 5 登山計画書の事前審査

- (1) 登山計画書は、学校長の承認を得た上で、活動の1か月前までに高体連登山専門部に提出し、事前審査を受けること。
- (2) 事前審査の結果、指摘を受けた事項は速やかに改善すること。

## 6 登山計画書の事前提出

- (1) 事前審査を受けた登山計画書は、保護者に写しを渡すとともに、関係者で共有すること。
- (2) 事前審査を受けた登山計画書は、出発前に長野県知事（観光部山岳高原観光課又は最寄りの地域振興局）及び長野県教育委員会事務局（スポーツ課）に提出すること。

## 7 活動当日の留意事項

- (1) 前例踏襲により当たり前のことを慎重に行わないといった「慣れ」が、最も危険であることを認識して行動すること。
- (2) 雪崩は、人為的な活動（斜面の横切り、転倒やラッセル等の斜面積雪への刺激、同一斜面に一度に多数の進入等）によっても誘発されることがあることを、十分認識すること。
- (3) 雪崩発生の前兆現象や変わりやすい気候には細心の注意を払い、雪崩発生の前兆がみられる場合や天候悪化が予想される場合には活動を中止すること。
- (4) 引率は必ず2名以上で行うこと。
- (5) 生徒の体力、技能、心理的な状況や変化の把握に努めること。
- (6) 前日の十分な睡眠と活動前の水分摂取により脱水等による事故防止に努めること。
- (7) 引率者は、無線機、携帯電話、スマートフォン等の連絡用通信機器を常に携帯しておくこと。
- (8) 引率者及び留守本部は、全員が常に参加生徒の緊急連絡先を携帯し、緊急時には連絡を取り合える体制を作っておくこと。
- (9) 事故発生時は現場で可能な医療行為は限られるので、新たな傷病者を出さないこと。また、救助隊の接触までに、傷病者の状態を少しでも悪化させない処置を行うこと。
- (10) 平時においては、登山計画書に記載したルートの変更は認めない。

## 8 活動後の報告（情報の共有）

- (1) 活動後は総括を行い、その結果を高体連登山専門部に報告すること。
- (2) 高体連登山専門部は、今後の活動に役立てるため、上記の報告を整理・蓄積して情報の共有化に努めること。（活動場所の地形等の情報、ヒヤリ・ハット事例等）

## 9 その他の留意事項

- (1) 生徒に対しては、日常での体力トレーニングや事前学習・計画づくり等が、安全登山につながることを指導すること。
- (2) 長野教育委員会及び学校関係団体は、山岳関係団体等と連携して、山岳部等の顧問の指導力向上（雪崩の予知や事故防止を含む）のための取組の充実に努めること。
- (3) 必要に応じて、山岳部等の顧問を支援する外部の専門家の活用を図ること。

※ 雪崩の種類や雪崩が発生しやすい条件等は、別紙3を参照のこと。